

【記載例 2】

《繰越控除 1 年目》

前年から繰り越された損失額を、平成30年分の所得の黒字から控除しきれる場合（平成30年分に分離課税の土地建物等の譲渡所得がある場合）

- 1 「分離長期譲渡所得」の金額
 - ・ 「収入金額」 10,000,000円
 - ・ 「所得金額」 7,500,000円
- 2 「不動産所得」の金額
 - ・ 「収入金額」 24,000,000円
 - ・ 「所得金額」 16,265,000円
- 3 「給与所得」の金額
 - ・ 「収入金額」 8,000,000円
 - ・ 「所得金額」 6,000,000円
- 4 「繰越損失額」 $\Delta 15,450,000$ 円

《 第一表 》

		(単位は円)	種類	青色	〇	出	損失	修正	特典の表示	特典	整理番号	
収入金額等	事業等	ア										
	業農	イ										
	不動産	ウ	24000000									
	利子	エ										
	配当	オ										
	給与	カ	8000000									
	雑	キ										
	その他	ク										
	総合課税	ケ										
	減長期	コ										
一時	サ											
所得金額	事業等	①										
	業農	②										
	不動産	③	16265000									
	利子	④										
	配当	⑤										
	給与	⑥	6000000									
	雑	⑦										
	総合課税・一時	⑧										
	合計	⑨	14315000									
	雑損控除	⑩										
所得から差し引かれる金額	医療費控除	⑪										
	社会保険料控除	⑫	700000									
	小規模企業共済等掛金控除	⑬										
	生命保険料控除	⑭	100000									
	地震保険料控除	⑮	50000									
	寄附金控除	⑯										
	寡婦・寡夫控除	⑰	0000									
	勤労学生・障害者控除	⑱	0000									
	配偶者(特別)控除	⑲	0000									
	扶養控除	㉓	1260000									
基礎控除	㉔	380000										
合計	㉕	2490000										
税	課税される所得金額	㉖										
	上の㉖に対する税額	㉗	2366250									
	配当控除	㉘										
	特定増減等	㉙										
	住宅借入金等特別控除	㉚	200000									
	政党等寄附金等特別控除	㉛										
	住宅ローン減税特別控除	㉜										
	所得税額	㉝	2166250									
	災害減免額	㉞										
	所得税額	㉟	2166250									
復興特別所得税額	㊱	45491										
所得税及び復興特別所得税の額	㊲	2211741										
外国税額控除	㊳											
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	㊴	280200										
所得税及び復興特別所得税の中間納税額	㊵	1931500										
所得税及び復興特別所得税の予定納税額	㊶											
所得税及び復興特別所得税の第1期分の税額	㊷	1931500										
所得税及び復興特別所得税の第2期分の税額	㊸											
所得税及び復興特別所得税の第3期分の税額	㊹											
配偶者の合計所得金額	㊺											
専従者給与(控除)額の合計額	㊻											
青色申告特別控除額	㊼											
所得・一時所得の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額	㊽											
未納付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	㊾											
本年分で差し引く繰越損失額	㊿	15450000										
平均課税対象金額	㋀											

申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「平成30年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」をご覧ください。

(記載に当たっての留意事項)

申告書第一表の「所得金額・合計」⑨欄は、まず、「措法 41 の 5 による繰越損失額」(△15,450,000 円)を、「分離長期譲渡所得」の「差引金額」(7,500,000 円)から差し引き、次に、その引き切れない金額(△7,950,000 円)を、①欄から⑧欄の合計額(22,265,000 円)から差し引いた残額(14,315,000 円)を記載します。

《第三表》

住所 氏名	氏名 フリガナ	コクゼイ ジロウ 国 税 二 郎
----------	------------	---------------------

特 例 適 用 条 文									
法	条	項	号	法	条	項	号	法	条
所法	措法	寛法		条の		の		項	号
所法	措法	寛法		条の		の		項	号
所法	措法	寛法		条の		の		項	号

(単位は円)											
収入金額	分	短期譲渡	一般分	シ							
		軽減分	ス								
		長期譲渡	一般分	セ		1	0	0	0	0	0
		特定分	ソ								
		軽減課分	タ								
		一般株式等の譲渡	チ								
		上場株式等の譲渡	ツ								
		上場株式等の配当等	テ								
		先物取引	ト								
		山林	ナ								
退職	ニ										
所得金額	分	短期譲渡	一般分	59							
		軽減分	60								
		長期譲渡	一般分	61						0	
		特定分	62								
		軽減課分	63								
		一般株式等の譲渡	64								
		上場株式等の譲渡	65								
		上場株式等の配当等	66								
		先物取引	67								
		山林	68								
退職	69										
税金の計算	課税される所得金額	総合課税の合計額 (申告書日第一表の⑨)	⑨		1	4	3	1	5	0	
		所得から差し引かれる金額 (申告書日第一表の㉕)	㉕		2	4	9	0	0	0	
		⑩ 対応分	70		1	1	8	2	5	0	
		㉑㉒ 対応分	71						0	0	
		㉓㉔ 対応分	72						0	0	
		㉕㉖ 対応分	73						0	0	
		㉗ 対応分	74						0	0	
		㉘ 対応分	75						0	0	
		㉙ 対応分	76						0	0	
		㉚ 対応分	77						0	0	

税金の計算	税	70 対応分	78		2	3	6	6	2	5	0
		71 対応分	79								
		72 対応分	80								
		73 対応分	81								
		74 対応分	82								
		75 対応分	83								
		76 対応分	84								
		77 対応分	85								
		78から89までの合計 (申告書日第一表の㉑に転記)	86		2	3	6	6	2	5	0
		株主等 配当等 先物取引	本年分の㉑、㉒から 差し引く繰越損失額 翌年以後に繰り越される 損失の金額	87							
株主等 配当等 先物取引	本年分の㉑、㉒から 差し引く繰越損失額 本年分の㉑、㉒から 差し引く繰越損失額 翌年以後に繰り越される 損失の金額	88									
株主等 配当等 先物取引	本年分の㉑、㉒から 差し引く繰越損失額 本年分の㉑、㉒から 差し引く繰越損失額 翌年以後に繰り越される 損失の金額	89									
株主等 配当等 先物取引	本年分の㉑、㉒から 差し引く繰越損失額 本年分の㉑、㉒から 差し引く繰越損失額 翌年以後に繰り越される 損失の金額	90									
株主等 配当等 先物取引	本年分の㉑、㉒から 差し引く繰越損失額 本年分の㉑、㉒から 差し引く繰越損失額 翌年以後に繰り越される 損失の金額	91									

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項				
区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額 －必要経費)	特別控除額
長期 一般	〇〇市××町 11-11-9	円 2,500,000	円 (7,500,000)	円
		合 計	92 7,500,000	

○ 分離課税の上場株式等の配当所得等に関する事項			
種目・所得の 生ずる場所	収入金額	配当所得に係る 負債の利子	差引金額
	円	円	円

○ 退職所得に関する事項		
所得の生ずる場所	収入金額	退職所得控除額
	円	円

整 理 欄	A	B	C	申告等年月日					
	D	E	F	通算					
	取得 期限			特例 期間					
	資産	入力	申告 区分						

丁成二十八年分以降用) ○第三表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出してください。

(記載に当たっての留意事項)

措法41の5による繰越損失額は、分離長期譲渡所得金額、分離短期譲渡所得金額、総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、山林所得金額又は退職所得金額から順次控除します。

この場合、申告書第三表の「○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項」の「差引金額」欄は、措法41の5による繰越損失額を差し引く前の金額(7,500,000円)を下段にかっこ書きし、上段に差し引き後の金額(0円)を記載します。